

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年9月8日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2000079 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2000045 号

第1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正をすることが必要である。平成 12 年 4 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、9 万 2,000 円から 30 万円、平成 12 年 10 月から平成 13 年 6 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 30 万円、平成 13 年 7 月から平成 14 年 2 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 13 万 4,000 円とする。

平成 12 年 4 月から平成 14 年 2 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 12 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日まで

私は、請求期間当時、A 社の取締役であり、平成 13 年及び平成 14 年当時に滞納していた社会保険料の軽減のため、事業主である夫が、私の分を含めて標準報酬月額を過去 2 年間に渡り遡って減額する届出を行った。経営については夫に権限があり、当該届出についても私は関与していないので、遡及減額前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 7 月 1 日までは 30 万円、同日から平成 14 年 3 月 31 日までは 13 万 4,000 円と記録されていたことが確認できるところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 14 年 3 月 31 日より後の同年 4 月 11 日付けで、当初の定時決定及び随時改定の記録が取り消され、平成 12 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までは 9 万 2,000 円、同日から平成 14 年 3 月 31 日までは 9 万 8,000 円に、遡及して減額処理が行われたことがオンライン記録により確認できる。

しかしながら、請求期間の報酬月額は、遡及減額前の標準報酬月額に見合う金額であることが、請求者の源泉徴収簿により確認できる。

また、A 社の閉鎖登記簿謄本によると、請求期間及び上記の減額処理が行われた日（平成 14 年 4 月 11 日）において、請求者は同社の取締役であったことが確認できるものの、A 社の事

業主（代表取締役）は、社会保険事務の権限は自身が有しており、遡及減額の当事者は自身と社会保険事務所（当時）の担当者だけであった旨陳述している。

また、A社における請求期間当時の同僚 13 名に照会を行い、10 名から回答があったところ、そのうち 1 名は、請求者は特定の業務がなく、社会保険事務の届出には関与していなかった旨回答、陳述している。なお、他の 9 名の同僚は、請求者の業務内容を知らず、この 9 名のうち 1 名は、同社内で請求者とは会ったことがない旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の平成 14 年 4 月 11 日付けで行われた減額処理に請求者が関与したとは認め難い上、当該処理が事実に即したものとは考え難く、標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は認められない。

したがって、当該減額処理が有効な記録訂正であったとは認められないことから、請求者の平成 12 年 4 月から平成 13 年 7 月までの標準報酬月額については 30 万円、平成 13 年 7 月から平成 14 年 2 月までの標準報酬月額については 13 万 4,000 円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2000078 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2000044 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日まで

私は、請求期間当時、A社の事業主（代表取締役）であった。平成 13 年及び平成 14 年当時滞納していた社会保険料の軽減のため、事業主である私と、妻の 2 人分の標準報酬月額を過去 2 年間に渡り遡って最低額に減額することを当時の社会保険事務所の担当者から勧められ、自身が届出を行うことで、滞納していた保険料を完納した。遡及減額前の標準報酬月額に基づく年金額を受給したいので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間及び上記の減額処理が行われた日（平成 14 年 4 月 11 日）において、A 社の代表取締役として同社に在籍していたことが、同社の閉鎖登記簿謄本により確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 7 月 1 日までは 59 万円、同日から平成 14 年 3 月 31 日までは 56 万円と記録されていたことが確認できるところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 14 年 3 月 31 日より後の同年 4 月 11 日付けで、当初の定時決定及び随時改定の記録が取り消され、平成 12 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までは 9 万 2,000 円、同日から平成 14 年 3 月 31 日までは 9 万 8,000 円に、遡及して減額処理が行われている。

一方、請求期間の報酬月額は、遡及減額前の標準報酬月額に見合う金額であることが、請求者の源泉徴収簿により確認できる。

また、事業主である請求者は、当時、A 社の経営状況が厳しく、社会保険料の滞納が生じていたことを認めている上、請求者自身が同社の代表者印を管理し、請求期間に係る標準報酬月額を遡及減額する届出を行った旨陳述している。

なお、請求者は、A 社の社会保険料について、遡及減額する前の標準報酬月額に基づき納付したとしているところ、日本年金機構は、厚生局の照会に対し、A 社の請求期間に係る保険料

の納付実績は、遡及減額後の標準報酬月額に基づいた金額である旨回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役として同社の社会保険事務に係る権限を有しており、自らの標準報酬月額に係る記録の減額処理に関与しているにもかかわらず、その減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。